

野外焼却（野焼き）は 原則禁止されています！



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、野外焼却

（野焼き）は一部の例外を除き禁止されています。

違反した場合は、**5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、**
またはその併科の対象となります。

例外として認められる焼却の例

次のような場合は、例外として焼却が認められています。

農業・林業・漁業を営むた
めにやむを得ないもの



稲わらの焼却、伐採し
た枝条の焼却、漁網に
付着した海産物の焼
却など

地域の行事や
宗教行事に伴
うもの



歳之神などの
行事における
不用になった
門松、しめ縄等
の焼却など

たき火等日常生
活上の軽微なも
の



たき火、キャン
プファイアーな
どを行う際の廃
材の焼却など

災害の予防・応急対
策・復旧のために必
要なもの



凍霧害防止のた
めの稲わらの焼
却、災害時の応
急対策・復旧の
ための焼却など

国や地方公共団
体が施設管理の
ために行うもの



河川管理者によ
る伐採した草木
の焼却、海管理
者による漂着物
の焼却など

※廃ビニール、廃タイヤなどの焼却は、例外に含まれません。規制の対象となります。

※焼却禁止の例外に該当する場合でも、生活環境の保全上支障を生ずる焼却行為は改善
命令等の対象となり、これに従わないときは罰則対象となります。

例外にあたる場合でも、以下の点にご注意ください！



煙や臭いで近隣の方に迷惑がかかります

煙や臭いは、洗濯物への臭い移りや、ぜんそくなど健康への影響、周辺の視界不良の原因となり、多くの苦情が寄せられます。



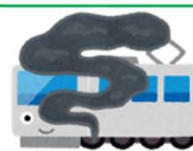
火災の危険があります

風の強い日や空気が乾燥している日は、火が燃え広がり、林野
火災や建物火災につながるおそれがあります。



交通への影響があります

煙による視界不良は、交通事故の原因になります。
特に道路や鉄道の近くでの焼却はやめましょう。



※廃ビニール、廃タイヤなどの焼却は、例外に含まれません。規制の対象となります。

※焼却禁止の例外に該当する場合でも、生活環境の保全上支障を生ずる焼却行為は改善
命令等の対象となり、これに従わないときは罰則対象となります。

自然環境や地域の生活環境を守るため、
焼却は行なわないでください。ごみは正しく分別し、適正に処理しましょう。

ご不明な点がございましたら、下記担当課までお問合せください。

喜多方市 市民生活課 環境推進室 0241-24-5285